

ナノテクノロジー・材料科学技術委員会 平成23年度研究評価計画

平成23年4月26日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
ナノテクノロジー・材料科学技術委員会

ナノテクノロジー・材料科学技術委員会では、「研究計画・評価分科会における評価の実施について」（以下、「評価の実施について」）（平成23年2月15日研究計画・評価分科会）に則り、各課題の評価を以下のとおり進めることとする。

1. 平成24年度新規課題についての事前評価

○ 事前評価の進め方

- (1) ナノテクノロジー・材料科学技術委員会において、各課題の概要を説明。
- (2) 同委員会において、事前評価票案について審議を行い、適宜修正の上、とりまとめ。
- (3) 研究計画・評価分科会は、主に施策の俯瞰図を用いて事前評価結果の報告を受け、評価を審議・決定。

○ 評価票の様式

評価の実施についての別添様式事前評価票を参考に、評価対象課題の特性等に応じた様式とする。

○ 俯瞰図

重要課題の達成に向けた個々の課題の意義、課題間の相互関係、位置づけ等を簡潔に示す施策の俯瞰図を重要課題毎に作成する。作成に当たっては、当該年度の評価対象課題のみならず、それ以外の課題についても可能な限り記載し、各課題の位置づけを明確にする。（様式等の詳細は検討中）。

○ 評価対象課題

検討中（評価の実施について（1）事前評価①対象課題等を踏まえ決定）

○ 評価実施日程 7月中下旬～8月上中旬

2. 平成21年度開始課題の中間評価

○ 中間評価の進め方

別紙1のとおりとする。

○ 評価対象課題

- ・ ナノテクノロジーを活用した環境技術開発
- ・ 元素戦略プロジェクト（平成21年度採択4課題）

○ 評価実施日程 6月下旬～8月上旬

3. 平成22年度終了課題の事後評価

○ 事後評価の進め方

別紙2のとおりとする。

○ 評価対象課題

- ・ ナノ環境機能触媒の開発（平成18年度採択2課題）
- ・ 組織制御構造体の開発（平成18年度採択1課題）

○ 評価実施日程 9月以降

4. 利害関係者の範囲

- ・ 評価を実施するに当たっては、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が評価に加わらないようにする。ナノテクノロジー・材料科学技術委員会で評価を審議するに当たっては、以下のいずれかに該当する委員は当該課題の評価に加わらないことを基本とし、課題の趣旨や性格等を踏まえるものとする。

- ① 評価対象課題に参画している者
- ② 被評価者（実施課題の代表者）と親族関係にある者
- ③ 利害関係を有すると自ら判断する者
- ④ ナノテクノロジー・材料科学技術委員会において、評価に加わらないことが適当であると判断された者

5. 留意事項

- ・ 以下の課題については、上記2、3に該当しない継続施策であるため、原則評価対象としない。但し、評価の実施について（1）事前評価①対象課題等に基づき評価対象となる継続課題については、必要に応じて評価を実施する。

① 元素戦略プロジェクト（平成19、20年度採択課題）

・・・開始3年目に中間評価（実施済み）、事業期間（5年）終了後に事後評価

② ナノテクノロジー・ネットワーク

・・・開始3年目に中間評価（実施済み）、事業期間（5年）終了後に事後評価

- ・ なお、X線自由電子レーザー計画及び光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発の評価については、科学技術・学術審議会の再編を受け、いずれの委員会（もしくは、部会、作業部会）が実施するか検討中。